

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1回につき	円 300	円 550
		回数使用		
		5回につき		2,600
		11回につき		5,300
体育館	1回につき		70	130
トレーニングルーム	普通使用	1回1時間までごとに	200	420
		回数使用		
		5回につき		1,950
		11回につき		3,950
陸上競技場	1回につき		70	130
アーチェリー場	1時間までごとに		70	130

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		単 位	10時から	13時から	17時から	10時から	13時から	10時から
			12時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生		円 11,240	円 22,460	円 28,080	円 33,730	円 50,590	円 61,840
		1時間までごとに	5,620	5,610	7,020			
	一般		22,460	44,970	56,220	67,450	101,190	123,700
		1時間までごとに	11,230	11,240	14,050			
区分使用（ 1コース）	児童、生徒及び学生		1,870	3,780	4,710	5,680	8,490	10,360
		1時間までごとに	930	940	1,170			
	一般		3,780	7,570	9,370	11,370	17,010	20,780
		1時間までごとに	1,890	1,890	2,340			

備考1 10時前に使用する場合は、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前及び10時から12時までのときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに全面使用する場合における利用料金の額は、10時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに区分使用（1コース）する場合における利用料金の額は、10

時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

(2) プール以外の施設

区 分			単 位	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
体育館	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				2,020	2,650	3,370	4,710	6,030	8,060
		一般		670	660	840			
			1時間までごとに	4,040	5,310	6,720	9,370	12,070	16,130
	区分使用 (半面)	児童、生徒 及び学生		1,030	1,310	1,660	2,350	2,990	4,040
			1時間までごとに	340	320	410			
		一般		2,090	2,650	3,370	4,750	6,030	8,120
			1時間までごとに	690	660	840			
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒 及び学生		550	670	810	1,240	1,530	2,090
			1時間までごとに	180	160	200			
		一般		1,110	1,390	1,660	2,500	3,070	4,180
			1時間までごとに	370	340	410			
第1卓球 室	全面使用	児童、生徒 及び学生		1,870	2,500	3,140	4,400	5,680	7,570
			一般	3,780	5,030	6,300	8,830	11,370	15,160
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1台ごとに200円					
			一般		1時間までごとに1台ごとに420円				
第2卓球 室	児童、生徒及び学生			1時間までごとに350円					
	一般			1時間までごとに670円					
陸上競技 場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円	
			1,530	2,020	2,020	3,560	4,040	5,590	
		1時間までごとに	510	500	500				
		一般	3,070	4,040	4,040	7,150	8,120	11,240	
テニスコ ート	全面使用	児童、生徒 及び学生		7,570	10,110	10,110	17,710	20,240	27,810
			一般	15,160	20,240	20,240	35,930	40,470	55,670
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1面ごとに610円					
			一般		1時間までごとに1面ごとに1,240円				
ゲートボ ール場	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
				1,660	2,220	2,220	3,920	4,480	6,170
	一般	3,370	4,480	4,480	7,830	8,990	12,390		
区分使用	児童、生徒		1時間までごとに1面ごとに300円						

	及び学生							
	一般	1時間までごとに1面ごとに550円						
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
		1時間までごとに	810	1,110	1,110	1,940	2,220	3,070
	一般		270	270	270			
		1時間までごとに	1,660	2,220	2,220	3,920	4,480	6,170

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前及び9時から12時までのときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を全面使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（半面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

4 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（4分の1面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

5 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに陸上競技場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

6 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとにアーチェリー場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
第1会議室	円 1,800	円 2,350	円 3,070	円 4,180	円 5,450	円 7,290
第2会議室	1,800	2,350	3,070	4,180	5,450	7,290
第1教養室	1,530	2,090	2,650	3,630	4,750	6,300
第2教養室	1,110	1,390	1,800	2,500	3,220	4,320
第1研修室	1,660	2,220	2,790	3,920	5,030	6,720
第2研修室	2,090	2,650	3,370	4,750	6,030	8,120
第3研修室	2,090	2,650	3,370	4,750	6,030	8,120
創作室	1,660	2,090	2,650	3,780	4,750	6,450
陶芸室	1,940	2,650	3,370	4,620	6,030	7,980
音楽室	2,090	2,790	3,490	4,900	6,300	8,420
調理実習室	2,500	3,220	4,040	5,740	7,290	9,810
こども広場	1,800	2,350	3,070	4,180	5,450	7,290

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その

超える時間1時間につき、9時前及び9時から12時までのときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
入場料等を徴収しない場合		円 4,180	円 5,590	円 6,990	円 9,810	円 12,630	円 16,850
入場料等を徴 収する場合	興行として行うものでない場合	6,300	8,420	10,520	14,570	18,930	25,280
	興行として行うものである場合	12,630	16,850	21,080	29,490	37,950	50,590

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前及び9時から12時までのときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用	実費を基準として知事が定める額
		区分使用	
	アーチェリー場	貸切使用	
ふれあいホール	照明設備		円 980
	音響設備		670
	グランドピアノ		1,110

2 利用料金の適用年月日

令和8年4月1日